

インフルエンザの登園許可書についてのお知らせ

これまで、保育園等において予防すべき感染症において、登園許可書を提出していただいておりますが、インフルエンザについては、10月より医師の記載による登園許可書の提出の必要がなくなりました。

登園の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。ただし、解熱した後3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。

登園するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。

インフルエンザの症状が回復し、登園するときは、右記の「登園届」を提出してください。この届は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

※ 病院による診断書は不要です。

登園届

幼保連携型認定こども園
高岡保育園 園長 殿

組

園児氏名

年 月 日

保護者氏名

㊞

病院で診察を受け「インフルエンザ」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたのでお知らせします。

記

- 1 疾患名 インフルエンザ（疑いを含む）
- 2 初診年月日（インフルエンザと診断された日）

年 月 日（ ）

- 3 登園の基準による登園可能年月日
または医師から登園を認められた日

年 月 日（ ）

- 4 受診した医療機関名

医療機関名